

指定居宅サービス事業者等及び指定障害福祉サービス事業者の
指定の取消しについて

令和4年4月21日（木）

茨木市が実施した監査の結果、介護保険法（平成9年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、令和4年4月20日付で下記のとおり事業者の行政処分を行いました。

記

1 処分対象事業者

- (1) 法人名 合同会社みきケアサポート
- (2) 代表者 代表社員 切山 美樹
- (3) 所在地 大阪府茨木市山手台一丁目15番10号

2 処分対象事業所

- (1) 事業所名称 みきケア介護センター
- (2) 所在地 茨木市玉櫛二丁目27-8-105号
- (3) 指定年月日及びサービスの種類
 - ・平成30年11月1日 訪問介護・訪問介護相当サービス（介護保険法）
居宅介護・重度訪問介護・同行援護（障害者総合支援法）
 - ・令和元年5月1日 訪問型サービスA（介護保険法）

3 行政処分の内容及び期間

- (1) 処分の内容 訪問介護、訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、
居宅介護、重度訪問介護、同行援護の指定の取消し
- (2) 指定取消年月日 令和4年5月31日

4 行政処分を行う理由

(1) 訪問介護

ア 不正請求

- ・令和元年6月から令和2年2月までの期間において、要介護の利用者1名について、訪問介護員の資格がない従業者がサービス提供を行い、サービス提供を行っていないサービス提供責任者の名前をサービス実施記録に記載し、介護報酬を不正に請求し受領した。
- ・要介護の利用者1名について、要支援から要介護に区分変更になった際に訪問介護計画を作成していなかったにもかかわらず、提供したサービスについて、令和2年9月の介護報酬を不正に請求し受領した。

イ 虚偽の答弁

- ・元従業者による日中のサービス実施記録が存在するにもかかわらず、法人代表者が、元従業者は就労継続支援B型事業所に勤務しているため、9時から17時以外

の時間のみヘルパー業務を行ったことがあるという旨の虚偽の答弁をした。

(2) 訪問介護相当サービス

ア 不正請求

・要支援の利用者1名について、サービス提供責任者でない者が訪問介護計画を作成し、提供したサービスについて、令和2年7月から令和2年9月まで第1号事業支給費を不正に請求し受領した。

イ 介護保険法に違反

・第1号事業（訪問介護相当サービス）と一体的に運営する介護保険法上の訪問介護において、介護給付費の請求に関する不正及び虚偽の答弁が行われた。

(3) 訪問型サービスA

ア 介護保険法に違反

・第1号事業（訪問型サービスA）と一体的に運営する介護保険法上の訪問介護において、介護給付費の請求に関する不正及び虚偽の答弁が行われた。

(4) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護

ア 介護保険法に違反

・居宅介護・重度訪問介護・同行援護と一体的に運営する介護保険法上の訪問介護において、介護給付費の請求に関する不正及び虚偽の答弁が行われた。

福祉部 福祉指導監査課
電話 072-620-1809 (ダイヤルイン)